

令和7年 第4回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年3月5日

○議 題

- 議案第19号 選挙人名簿から抹消する者について（選挙時）
- 議案第20号 選挙人名簿に登録する者について（選挙時登録）
- 議案第21号 福岡県知事選挙における投票所の指定について
- 議案第22号 福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第23号 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第24号 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第25号 福岡県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第26号 福岡県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

次回開催日 令和7年3月6日（木）18：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和7年3月20日（木）18：00～ 区長応接室

議案第19号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年3月5日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 43人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 20人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 23人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年3月5日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年3月5日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	7	9	0	0	16
女	13	14	0	0	27
計	20	23	0	0	43

議案第 20 号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年3月5日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年3月5日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 202人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年3月5日 |

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
109	93	202

(根拠)

議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

(登録)

第二十二條

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第21号

福岡県知事選挙における投票所の指定について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における中央区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和7年3月5日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

投 票 区	投	票	所
春 吉 第 一	中央区春吉一丁目 17 番 38 号	春吉小学校講堂兼体育館	1 階多目的ホール
春 吉 第 二	中央区春吉一丁目 17 番 13 号	春吉公民館	
警 固 第 一	中央区警固一丁目 11 番 1 号	警固小学校講堂兼体育館	
警 固 第 二	中央区警固一丁目 11 番 2 号	警固公民館	
大 名	中央区大名二丁目 5 番 31 号	中央区役所	1 階ロビー
赤 坂	中央区赤坂二丁目 5 番 20 号	赤坂小学校講堂兼体育館	
舞 鶴	中央区舞鶴二丁目 6 番 1 号	舞鶴公民館	
簀 子 第 一	中央区大手門三丁目 15 番 3 号	りすのこスクエア内	すのこハウス
簀 子 第 二	中央区大手門三丁目 10 番 7 号	簀子公民館	
当 仁 第 一	中央区荒戸三丁目 3 番 39 号	市民福祉プラザ	1 階ロビー
当 仁 第 二	中央区唐人町三丁目 1 番 45 号	当仁小学校	多目的教室
南当仁第一	中央区鳥飼二丁目 4 番 61 号	南当仁小学校	講堂兼体育館
南当仁第二	中央区地行浜二丁目 1 番 18 号	福岡中央特別支援学校	講堂兼体育館
南当仁第三	中央区鳥飼三丁目 7 番 14 号	鳥飼倶楽部	
高 宮	中央区白金二丁目 15 番 40 号	高宮小学校	講堂兼体育館
一 本 木	中央区大宮二丁目 2 番 11 号	高宮公民館	
平 尾	中央区平尾三丁目 29 番 23 号	平尾公民館	
草 ヶ 江	中央区草香江二丁目 3 番 5 号	草ヶ江小学校	講堂兼体育館
小 笹	中央区小笹四丁目 5 番 1 号	小笹団地	集会所
梅 光 園	中央区梅光園団地 8 番	アーベインルネス梅光園	8 号棟集会所
福 浜	中央区福浜一丁目 2 番 1 号	福浜小学校	講堂兼体育館
小 笹 南	中央区平和五丁目 13 番 1 号	小笹小学校	放課後児童クラブ室
笹 丘	中央区笹丘二丁目 25 番 1 号	笹丘小学校	講堂兼体育館
薬 院	中央区平尾三丁目 29 番 1 号	平尾小学校	講堂兼体育館
六 本 松	中央区六本松一丁目 11 番 1 号	草ヶ江公民館	

(根拠)

議決 公職選挙法第39条の規定による。

公職選挙法

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における中央区の各投票区の投票所を次のように指定した。

令和7年3月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

投票区	投	票	所
春吉第一	中央区春吉一丁目17番38号	春吉小学校講堂兼体育館	1階多目的ホール
春吉第二	中央区春吉一丁目17番13号	春吉公民館	
警固第一	中央区警固一丁目11番1号	警固小学校講堂兼体育館	
警固第二	中央区警固一丁目11番2号	警固公民館	
大名	中央区大名二丁目5番31号	中央区役所	1階ロビー
赤坂	中央区赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校講堂兼体育館	
舞鶴	中央区舞鶴二丁目6番1号	舞鶴公民館	
簀子第一	中央区大手門三丁目15番3号	りすのこスクエア内すのこハウス	
簀子第二	中央区大手門三丁目10番7号	簀子公民館	
当仁第一	中央区荒戸三丁目3番39号	市民福祉プラザ	1階ロビー
当仁第二	中央区唐人町三丁目1番45号	当仁小学校	多目的教室
南当仁第一	中央区鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校講堂兼体育館	
南当仁第二	中央区地行浜二丁目1番18号	福岡中央特別支援学校講堂兼体育館	
南当仁第三	中央区鳥飼三丁目7番14号	鳥飼倶楽部	
高宮	中央区白金二丁目15番40号	高宮小学校講堂兼体育館	
一本木	中央区大宮二丁目2番11号	高宮公民館	
平尾	中央区平尾三丁目29番23号	平尾公民館	
草ヶ江	中央区草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校講堂兼体育館	
小笹	中央区小笹四丁目5番1号	小笹団地	集会所
梅光園	中央区梅光園団地8番	アーベインルネス梅光園	8号棟集会所
福浜	中央区福浜一丁目2番1号	福浜小学校講堂兼体育館	
小笹南	中央区平和五丁目13番1号	小笹小学校	放課後児童クラブ室
笹丘	中央区笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校講堂兼体育館	
薬院	中央区平尾三丁目29番1号	平尾小学校講堂兼体育館	
六本松	中央区六本松一丁目11番1号	草ヶ江公民館	

議案第22号

福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における中央区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年3月5日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正信

- 1 場所 福岡市中央区赤坂二丁目5番5号
福岡市立中央体育館
- 2 日時 令和7年3月23日 午後9時15分から

(根拠)

議決 公職選挙法第63条の規定による。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

告示 公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における中央区開票区の開票の場所及び日時を次のように定めた。

令和7年3月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区赤坂二丁目5番5号
福岡市立中央体育館
- 2 日時 令和7年3月23日 午後9時15分から

議案第23号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和7年3月5日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年3月20日 午後6時から

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

公職選挙法
(開票立会人)
第六十二条

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和7年3月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年3月20日 午後6時から

議案第24号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合の方法を次のように定める。

令和7年3月5日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

公職選挙法
(開票立会人)
第六十二条

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるとときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。 当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。 当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第25号

福岡県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における中央区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年3月5日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

公職選挙法
(投票管理者)

第三十七条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法施行令

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における中央区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和7年3月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

議案第26号

福岡県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における中央区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年3月5日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

議決 公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定による。

公職選挙法

(開票管理者)

第六十一条

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

公職選挙法施行令

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第六十八条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙における中央区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和7年3月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり